

瀬戸市新水道ビジョン(案)に関する パブリックコメント手続の実施結果

1 意見の募集期間

令和5年4月3日(月)から5月2日(火)まで

2 意見の提出人数

4人

3 意見の件数

25件

4 意見への対応

A 意見を踏まえて、案の修正を検討するもの	0件
B 今後の事業検討時の参考とするもの	14件
C 意見の趣旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの	7件
D その他のご意見(要望及び質問に対して回答するもの)	4件

5 意見の内訳

種別	内容	件数
自己水について NO.1~NO.10	自己水の存続・廃止及び水源の水質悪化に関するもの	10件
災害時について NO.11~NO.16	地震や渇水時における水の確保に関するもの	6件
森林保全について NO.17~NO.21	自己水の水源における森林保全に関するもの	5件
財源について NO.22~NO.23	水道料金及びその他財源に関するもの	2件
水道広域化について NO.24	愛知県の水道広域化に関するもの	1件
意見募集について NO.25	市民の意見募集に関するもの	1件
	合計	25件

6 意見の概要及び市の考え方

別添のとおり

意見の概要及び市の考え方

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
1	自己水について P.47	新市長の公約のひとつ「自己水源地を守る」について、自己水は保有を前提に検討すべきではないか。	自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。	B
2	自己水について P.47	新市長の公約のひとつ「自己水源地を守る」について、自己水である馬ヶ城浄水場と蛇ヶ洞浄水場は存続させるべきではないか。		B
3	自己水について P.47	自己水を保有することは、自己水のない市町より安心・安全な生活を維持できる特長があるため、将来もその優位性を活かすビジョンにすべきではないか。		B
4	自己水について P.47	新市長の公約のひとつ「自己水源地を守る」について、自己水は存続させるべきではないか。		B
5	自己水について P.47	自己水の確保については、水道事業者や利用者にとって重要なことと考えるべきではないか。		B
6	自己水について P.43、47	蛇ヶ洞浄水場や馬ヶ城浄水場に相当するものを再度建設することは困難であると考えますが、補修で済むなら安価に抑えられるのではないかと。これまで補修をしなかったことについて、説明すべきではないか。	蛇ヶ洞浄水場と馬ヶ城浄水場の取水・浄水施設等及び電気等設備については、これまで点検、補修及び更新を適宜実施しながら浄水処理を行ってきました。近年、劣化調査や耐震診断調査の結果、取水・浄水施設等の土木や建築構造物について老朽化の進行や耐震性の不足が判明し、また、貯水施設においては、土砂・	C

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
			<p>落ち葉の堆積による容量減少や水質悪化など環境変化による課題を抱えています。これらの対応策を含め、自己水のあり方を検討していきます。</p>	
7	自己水について P.47	<p>「蛇ヶ洞浄水場と馬ヶ城浄水場のあり方を整理します」とされているが、日本水道協会の水道事業ガイドラインにおける業務指標において、自己保有水源率*1はなるべく高い方が望ましいとしているため、自己水は出来る限り存続させる方向で検討すべきではないか。</p> <p>(参考) 水道事業ガイドライン 2016 より</p> <p>*1 自己保有水源率の定義 (計算式) 自己保有水源率= (自己保有水源水量*2 / 全水源水量*3) × 100 (単位:%)</p> <p>*2 自己保有水源水量(単位:m3/日) 水道事業者が単独で管理している、井戸水源を含む全ての水源水量のこと</p> <p>*3 全水源水量(単位:m3/日) 水道事業者が利用できる水源水量の総量のこと。</p> <p>(本文の抜粋) 「この業務指標は、水道事業者が保有する全ての水源量に対する、その水道事業者が単独で管理し、水道事業者の意思で自由に取水できる水源量の割合を示すもの」と記載されています。</p> <p>(解説の抜粋) 「渇水時などにおける水源の運用上の自由度を表す」や「この指標では共同開発したダムを水源としている事業者の数値は低くなるが、渇水時の状況は自己保有水源においてもダム開発水系と同様なことが考えられるため、必ずしも指標値が低いことが、渇水時の危険度が高いとは言えない面がある」とも記載されています。</p>	<p>自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。</p> <p>なお、水道事業ガイドライン(発行:日本水道協会)では自己保有水源率について次のとおり記載しています。</p>	B

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
8	自己水について P.47	自己水は廃止し、すべて県水に転換する方針と考えてよいか。	本ビジョンは、自己水を廃止して県水へ転換するといった方針を決定するものではありません。自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。	C
9	自己水について P.47	自己水の馬ヶ城浄水場を廃止した場合、馬ヶ城ダムの跡地はどうするか。	自己水のあり方の検討結果により、馬ヶ城浄水場の取水・浄水施設等を廃止する方針となった場合には、水道事業者として保有し続けるのかを含め、今後の活用方法を検討していきます。	B
10	自己水について P.33	自己水の水源の水質悪化について、どの程度悪化し、その原因が何かを説明すべきではないか。 水質悪化の原因を究明し、対策を行ったのか。もし、未対応ならば、早急に対策すべきではないか。	自己水の水源の水質悪化について、原因は集水区域や貯水池(ダム)に堆積した落ち葉等の有機物に由来するものや、集中豪雨に伴う泥水の流入と考えています。対策としては、貯水池(ダム)に長年にわたり堆積した土砂等の除去が考えられます。しかし、これらを除去する際には、にごり水が下流へ流れ出る恐れがあり、施工方法の検討や土砂等堆積物の処理などが必要になります。 また、集中豪雨に伴う泥水の流入対策として、取水を制限し県水の補給水で給水することや、沈殿池など浄水施設の清掃回数を増やすことにより対応しています。	C
11	災害時について P.47	平成6年の渇水時において、県水の水源が枯渇し、一時断水が行われた。 当時、本市では自己水(馬ヶ城、蛇ヶ洞、原山浄水場)のおかげで、県水一本頼りの他市町に比べ安心な	平成6(1994)年木曾川水系の渇水時において、県水の水源である牧尾ダム・阿木川ダムの貯水率低下に伴い取水制限が行われ、本市も時間給水や一時断水が行われた経緯があります。	B

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
		<p>状況を維持することができた。</p> <p>自己水(浄水場)については、渇水等災害時を想定し、予算や人員を優先して投入してでも保有すべきではないか。</p>	<p>平成6年の渇水以降、木曾川水系では、新たに味噌川ダム及び長良川河口堰の水源確保を進め、渇水時の水道用水の安定供給を図っています。</p> <p>その上で、自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置などの様々な観点からそれぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。</p>	
12	災害時について P.47	<p>水道事業者が単独で管理運用できる自己水について、地震や渇水時においても生活の要となる水の供給を柔軟に対応できる要素となるため、保有すべきではないか。</p>	<p>自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。</p>	B
13	災害時について P.31	<p>災害時において、自己水をどのように確保すべきかの視点が不足している。</p>	<p>渇水や災害時に自己水が停止した場合においては、愛知県を含む広域な地域における渇水が想定されることから、日本水道協会への給水要請に基づき、避難所等への応急給水を行うこととしています。</p> <p>また、地震等災害に備える取り組みとして、自己水のあり方や、耐震が不足する水道施設について耐震化を実施していきます。</p>	C
14	災害時について P.31 45 46	<p>大規模地震等災害の備えについて、県水が停止した場合、自己水からの給水体制を策定すべきですが、事業継続計画(BCP)として、県水ばかりに頼らず、自己水を利用すべきではないか。</p>	<p>大規模地震等災害時については、愛知県を含む広範囲で水が停止することが想定されることから、日本水道協会への給水要請に基づき、避難所等への応急給水を行うこととしています。</p> <p>また、地震等災害に備える取り組みとして、耐震が不足する水道施設</p>	C

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
			について、耐震化を実施していきます。	
15	災害時に ついて	<p>県の水道施設については、老朽化や耐震性に問題はないのか。</p>	<p>愛知県企業庁に確認した内容は次のとおりです。</p> <p>「愛知県営水道では、水道施設である浄水場等の電気・機械設備や水道管路について、老朽化対策として計画的に更新を実施しています。また、浄水場や調整池等の水道施設については、耐震性を確認の上、地震防災対策として計画的に耐震補強を実施しています。今後も水道水を安定的に届けられるよう、引き続き施設の適切な維持管理に加え、老朽化対策、地震防災対策も実施していきます。」</p>	C
16	災害時に ついて P.31	<p>市内の広い範囲で県水が給水されていることは分かるが、過去の渇水時において、生活に支障が出たことがある。</p> <p>今後、県水だけに頼るのではなく、渇水や災害などで県水が得られない場合のリスクについて、どのような対応をするのか説明するべきではないか。</p>	<p>平成6(1994)年木曾川水系の渇水時において、本市も時間給水や一時断水が行われた経緯があります。</p> <p>これ以降、木曾川水系では、新たに味噌川ダム及び長良川河口堰の水源確保を進め、渇水時の水道用水の安定供給を図っています。</p> <p>渇水や災害時に県水と自己水が停止した場合においては、愛知県を含む広域な地域における渇水が想定されることから、日本水道協会への給水要請に基づき、避難所等への応急給水を行うこととしています。</p>	C
17	森林保全について P.47	<p>馬ヶ城浄水場の東側の森林について、シデコブシが生育する湿地で、環境省は重要湿地に指定している。今後は愛知県による自然保護活動の候補地として有力と聞かすが、これらの情報を市民と共有したうえで、自己水のあり方を検討すべきではないか。</p>	<p>環境省は馬ヶ城湿地群等を「重要湿地」No.301尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群に選定しています。いただいたご意見は、自己水のあり方の検討を行う際に参考とさせていただきます。</p>	B

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
18	森林 保全 について P.47	馬ヶ城や蛇ヶ洞の浄水場を廃止した場合、これらの施設はどのようになるのか。また、水源となっている森林環境について、水源涵養保安林への影響や維持方法はどのようにするかを調査したうえで議論すべきではないか。	自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。検討の結果、県水へ転換することとなった場合は、水道事業者として保有し続けるのかを含め、今後の活用方法を検討していきます。 また、水源の水源涵養保安林については、国・県の関係機関と協議していきます。	B
19	森林 保全 について P.33	馬ヶ城浄水場と蛇ヶ洞浄水場の自己水について、水源環境保全のため、民間事業の開発等から森林を守るための条例を制定すべきではないか。	自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。検討の結果、自己水を引き続き保有することとなった場合、水源の環境保全のため、森林を開発等から守る取り組みとして条例の制定を含め検討します。	B
20	森林 保全 について P.33、 43、 47	自己水の水源の水質悪化について、水源上流の地域の自然環境保護の取り組みとして水源保護条例の制定が必要ではないか。 また、浄水施設の清掃・改修の取り組みを強化すべきと考える。	自己水については、浄水・取水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。この結果、自己水を引き続き保有することとなった場合、水源の環境保全のため、森林を開発等から守る取り組みとして水源保護条例の制定を含め検討します。 また、蛇ヶ洞浄水場と馬ヶ城浄水場の取水・浄水施設等及び電気等	B

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
			設備については、これまでも点検や劣化調査、耐震診断調査、補修、更新を適宜実施しながら、浄水処理を行っています。	
21	森林保全について P.47	(馬ヶ城や蛇ヶ洞を浄水場として利用しないといった)現状とは異なる将来像を描く場合は、生活環境に影響を与える恐れがあるため、環境影響評価に準じる手続きを行うべきではないか。	自己水については、取水・浄水施設等を建替え保有していくか、あるいは浄水施設等を停止し、県水へ転換していくかについて、安全性や経済性、職員配置など様々な観点から、それぞれメリットとデメリットを整理し、検討していきます。この結果、県水へ転換することとなった場合、自己水源のもととなる河川の表流水の取水を停止することになります。このことが、生活環境にどのような影響を及ぼすのかについては、法令などに従い、必要に応じ検討していきます。	B
22	財源について P.59	水道料金以外の財源として、ふるさと納税を充てる検討はしないのか。	水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき「独立採算制」となっており、必要な費用は、お客さまからいただく水道料金収入でまかなわれています。そのため、ふるさと納税や一般会計(税金)から繰入される財源は無く事業を行っています。したがって、ふるさと納税を充てることは困難であると考えます。	D
23	財源について P.59	水道料金について、長期間にわたり改定してないことは、水道事業者の努力のおかげと思いを感謝しているが、その理由について、検証してもよいのではないか。	平成9年4月以降水道料金を改定していない理由については、事務の電子化に伴う効率性の向上による人件費の縮減や、料金徴収・浄水場の運転管理の一部外部委託などの効果によるものと考えています。	D
24	水道広域化について P.61	愛知県の水道広域化について、人口減少に伴う給水収益の減少や、水道施設の老朽化に伴う改修費用の増加などは、広域化すれば解消するわけではない。県から高い水を購入	県の水道広域化については、令和5年3月に「愛知県水道広域化プラン」を公表したところであり、厚生労働省はさらなる推進に取り組むよう都道府県を通し各水道事業者へ要	D

NO	種別	意見の概要	市の考え方	対応
		<p>することを前提としないで、市民に分かりやすく説明を行い、水道事業に取り組むべきと考える。</p>	<p>請しています。</p> <p>本市においても、経営基盤の強化や技術の向上、災害等緊急時の対応等、組織力の強化が図れるというメリットがあると判断し、県の広域化に関する会議に参加しています。</p> <p>現状、水道事業者ごとに経営状況や施設整備状況、水道料金に差があるため、事業者の事情に適した広域連携から段階的に進めることとしています。</p>	
25	意見募集について P.57	<p>水道事業のあり方については、今後も市民向けの説明会を開催するなどして市民の意見募集を行いながら検討していくことが必要と考える。</p>	<p>市民への情報提供や意見募集については、今後も適宜適切な手法を用いて実施していきます。</p>	D
		以下、余白		